

## 平成23年第9回教育委員会定例会日程

日 時 平成23年7月29日（金）

午後1時30分

場 所 北栄町役場大栄庁舎 第2会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 行政報告
  - 教育長
  - 教育総務課長
  - 生涯学習課長
- 4 議 事
  - 議案第55号 準要保護児童生徒の認定について
  - 議案第56号 北栄町教育委員会の職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正要綱の制定について
  - 議案第57号 北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- 5 協議事項
  - ・音田教育振興基金 高等学校入学準備金給付事業（案）について ..... 資料1
- 6 報 告
  - ・全国学力・学習状況調査について ..... 資料2
  - ・平成23年6月保・幼・小・中同日公開参観日のまとめについて ..... 資料3
- 7 その他
  - ・望ましい歴史教科書の採択を求める要望書について ..... 資料4
  - ・次回教育委員会 8月22日（月） 午後1時30分から
- 8 閉 会

# 7月行政報告

(7月29日 定例委員会)

## ＝教育総務課＝

### 1 教育委員会の開催について

6月28日、第8回教育委員会定例会を開催しました。議事は以下のとおりで原案どおり承認されました。そのほかに委員会では、音田教育振興基金 高等学校入学準備金給付事業（案）について、給付の基準などについて協議を行いました。このことについては引き続き協議を行い、8月末の教育委員会において最終決定する予定です。

- ・要保護及び準要保護児童生徒の認定について

### 2 講演会の開催について

6月30日、大栄農村環境改善センターにおいて、町内学校教職員を対象とした講演会を開催しました。「Q-Uを活かした人間関係の構築」という演題で、奈良教育大学教職大学院 粕谷貴志准教授に講演をしていただきました。

#### ★ 「Q-U」 = 2つの心理検査

「いごこちのよいクラスにするためのアンケート（学級満足度尺度）」「やる気のあるクラスをつくるためのアンケート（学校生活意欲尺度）」この2つの心理検査から、教師は子どもたち1人ひとりについての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針をつかむよう活用することとしています。

### 3 学校行事について

・7月8日、北条小学校プールにおいて、児童水泳交流会を開催しました。当日は北条小学校・大栄小学校 5、6年生 285名が日頃の練習の成果を発揮するとともに交流を深めました。

### 4 サマースクール～まなびの広場～の実施について

7月25日から、町内児童を対象にサマースクールを実施しています。これは、児童に自主的な学習をする場所を提供とともに、地域の方（教員OBなど）に講師・指導者として関わっていただくというものです。このことにより、夏休みにおける学習習慣の持続や学習意欲の向上及び地域の方とのふれあいによる地域の一人としての自覚を深めることを目的としています。各地区で10日間ずつ行なうもので、北条地区は北条農村環境改善センター小研修室で、大栄地区は図書館研修室で実施しています。

5 工事等の発注について

次のとおり工事等を発注しました。

(単位 : 円)

入札日	工事名等	内 容	指 名 業者数	入札回数	予定価格	期間等
				落札業者	契約金額	
7/6	北条中学校 多目的ホール 屋上防水補修工事	屋上防水補修工事	6 社	1回	2,404,500	7/9 ～ 8/31
				有限会社 日進設備工業	2,352,000	

# 7月行政報告

## ＝生涯学習課＝

### 1 第24回北栄町すいか・ながいも健康マラソン大会について

7月3日、第24回北栄町すいか・ながいも健康マラソン大会を開催し、4,350名のエントリー中、約3,900名が完走しました。当日はスタート時気温30.4度湿度58%で、薄曇りの中での開催となりました。ランナーは3、5、10K各コースで健脚を競い、ゴール後には大栄スイカでのどを潤し、長いもとろろ汁を堪能しました。

当日の救護状況は16名が点滴、マッサージ等を受けその内10名が宮川医院、野島病院、藤井正雄記念病院に救急搬送されましたが、いずれも軽症でその日の内に退院されました。

### 2 子育て講座の開催について

6月29日、栄保育所において「読書でつながる親子の絆～絵本が育む心と世界～」と題し、伊藤善則先生による講座を開催しました。参加者は保護者18名でした。

- (1) 7月6日、大誠保育所において「がんばっているあなたへ」と題し、坂本珠代先生による講座を開催しました。参加者は保護者47名でした。
- (2) 7月13日、東保育所において「今が大事！幼児期に学力の土台を」と題し、岩田正子先生による講座を開催しました。参加者は保護者27名でした。
- (3) 7月15日、北条幼稚園において「子どもの心身は足と歯が作る！」と題し、西田直美先生による講座を開催しました。参加者は保護者33名でした。

### 3 第1回町民運動会自治会長、体育部長説明会について

7月8日、大栄農村環境改善センターで、10月2日開催予定の「第1回北栄町町民運動会」に係る自治会長、体育部長説明会を開催しました。

説明会では、63自治会中、54自治会が参加、運動会開催要項、種目別実施要項の説明を行いました。今後、9月3日開催の体育部長会議で選手名簿の提出と、競技組み合わせ抽選が行われます。

### 4 北栄てくてくウォーキングについて

7月10日、お台場公園管理事務所前を発着とした、北栄てくてくウォーキング「森林浴と砂丘廻しコース」を開催しました。参加者は54名でした。次回は8月21日「幕末の郷土探訪コース」を予定しています。

### 5 第1回あいさつ運動について

7月11日（月）～15日（金）の間、朝7時30分から8時10分頃までの間、JR由良駅ほか町内3カ所においてあいさつ運動推進のため、青少年育成北栄町民会議等関係者延59人が声かけ、あいさつ運動を行いました。

## 6 平成23年度北栄町人権講演会について

7月21日（木）午後7時30分から大栄農村環境改善センターにおいて、人権教育講演会を開催しました。参加者は301名でした。

講師に解放社会学研究所所長、江嶋修作さんを招きテーマを「輝いて生きるために」として、講演を聞きました。

東日本の大震災による福島原発問題、サッカーワールドカップに込められた差別問題に対する世界の姿勢など、社会情勢を例に差別問題に気付く大切さを気づかせて頂きました。

## 7 第56回東伯郡民体育大会について

7月16日・17日・23日・24日、三朝町を主会場に第57回東伯郡民大会が開催されました。北栄選手団は、1,193人の選手団を派遣し各会場で熱戦を広げました。結果は男子が準優勝（昨年準優勝）、女子が優勝（昨年準優勝）でした。（成績表別添）

# 男 女 別 総 合 得 点 表

【男子の部】

23年度

区分	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町
水泳	成年 の 部	2	8	4
	30歳以上	2	6	4
	40歳以上	4	2	8
	50歳以上	4	6	8
	60歳以上	6	0	0
	各部合計点	18	22	24
	種別得点	2	4	6
陸上	成年一部	6	2	8
	成年二部	6	2	8
	成年三部	6	4	8
	成年四部	2	6	4
	成年五部	8	2	4
	成年六部	6	8	2
	各部合計点	34	24	34
	種別得点	8	4	8
サッカ一成年	6	8	4	4
バレー	成年一部	4	6	8
	成年二部	6	4	8
	各部合計点	10	10	16
	種別得点	6	6	8
バスケット	成年一部	4	8	4
	成年二部	4	6	4
	各部合計点	8	14	8
	種別得点	6	8	6
ソフトテニス	成年一部	4	8	6
	成年二部	0	6	4
	各部合計点	4	14	10
	種別得点	2	8	6
卓球	成年一部	0	0	8
	成年二部	4	4	8
	各部合計点	4	4	16
	種別得点	4	4	8
軟式野球	成年 の 部	4	4	8
	シニアの部	6	4	8
	各部合計点	10	8	16
	種別得点	6	4	8
柔道成年団体戦	0	0	6	8
ソフトボール	6	4	8	4
バドミントン成年	4	6	2	8
剣道成年団体戦	4	6	8	4
ゲートボール	8	4	2	6
グラウンドゴルフ	2	8	4	6
相撲成年	0	0	8	6
銃剣道	8	0	6	4
テニス	2	4	8	6
綱引	6	8	4	4
ペタンク	8	6	2	4
種別合計得点	88	92	112	102
順位	4	3	1	2

# 男 女 別 総 合 得 点 表

【女子の部】

23年度

区分	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町
水泳	成年 の 部	4	0	6
	30歳以上	6	0	8
	40歳以上	0	6	0
	50歳以上	0	0	0
	60歳以上	0	0	8
	各部合計点	10	6	22
	種別得点	4	2	6
陸上	成年一部	0	4	6
	成年二部	4	8	0
	各部合計点	4	12	14
	種別得点	2	6	8
バレー	成年 の 部	4	2	6
	婦人の部	8	2	4
	各部合計点	12	4	12
	種別得点	8	6	8
バスケットボール				
ソフトテニス	成年一部	6	8	4
	成年二部	8	4	6
	各部合計点	14	12	10
	種別得点	8	6	4
卓球	成年一部	0	0	8
	成年二部	2	8	6
	各部合計点	2	8	14
	種別得点	2	4	8
ソフトボール				
バドミントン成年				
剣道団体戦				
ゲートボール				
グラウンドゴルフ				
テニス				
綱引				
キックボール				
ペターンク				
種別合計得点		56	80	76
順位		4	2	3
				1

議案第 55 号

北栄町準要保護児童生徒の認定について

次の者を準要保護児童生徒に認定したいので北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則第 5 条の規定により委員会の承認を求める。

平成 23 年 7 月 29 日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

1 準要保護児童認定

保護者 住 所 北栄町  
氏 名  
児 童 学校 学年  
学校 学年  
認定年月日 平成 23 年 4 月 1 日付

2 準要保護児童追加認定

保護者 住 所 北栄町  
氏 名  
児 童 学校 学年  
学校 学年  
認定年月日 平成 23 年 7 月 1 日付

議案第 56 号

北栄町教育委員会の職場におけるセクシャル・ハラスメントの  
防止に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町教育委員会の職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止に関する  
要綱の一部を改正したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規  
定により委員会の承認を求める。

平成23年7月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町教育委員会の職場におけるセクシュアル・ハラスメントの  
防止に関する要綱の一部を改正する要綱

北栄町教育委員会の職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱(平成17年北栄町教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>北栄町教育委員会の職場におけるハラスメントの防止に関する要綱</u></p>	<p><u>北栄町教育委員会の職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱</u></p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管轄する職場におけるセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント(以下「ハラスメント」という。)の防止に関し必要な事項を定め、もってハラスメントのない健全な職場環境及び学習環境を確保することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管轄する職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関し必要な事項を定め、もって<u>性的差別</u>のない健全な職場環境及び学習環境を確保することを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「職場」とは、職員がその職務を遂行する場所をいい、出張先その他職員が通常職務を遂行する場所以外の場所及び親睦会の宴席その他の実質的に職場の延長線上にあるものを含むものとする。</p> <p>2 この要綱において「性的な言動」とは、性的な事実関係を尋ねることと、性的な内容の情報を意図的に流布することその他性的な内容の発</p>

言及び性的な関係を強要すること、  
不必要に触ること、わいせつな図画  
を配布することその他の性的な行  
為をいう。

3 この要綱において「セクシュアル・ハラスメント」(以下「セクハラ」という。)とは、職場における教員又は児童生徒(以下「職員等」という。)の意に反する性的な言動に対する職員等の対応によって、その職員等が勤務条件又は教育方法等につき不利益な取扱いを受けること、又は職場における職員等の意に反する性的な言動により、職員等の職場環境又は学習環境が不快なものとなったため、その能力の発揮又は学習意欲等に重大な悪影響が生じる等職員等が就労上又は就学上看過できない程度の支障が生ずることをいう。

- (1) 教職員 北栄町教育委員会が管轄する職場に勤務する全ての教員及び職員
- (2) 職場 教職員がその職務を遂行する場所(出張先その他教職員が通常職務を遂行する場所以外の場所及び親睦会の宴席その他の実質的に職場の延長線上にあるものを含む。)
- (3) 性的な言動 性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布することその他の性的な内容の発言及び性的な関係を強要すること、不必要に身体に触ること、わいせつな図画を配布することその他の性的な行為
- (4) セクシュアル・ハラスメント

教職員又は児童生徒（以下「教職員等」という。）の意に反する性的な言動に対する教職員等の対応によって、その教職員等が勤務条件又は教育方法等につき不利益な取扱いを受けること、又は職場における教職員等の意に反する性的な言動により、教職員等の職場環境又は学習環境が不快なものとなつたため、その能力の発揮又は学習意欲等に重大な悪影響が生じる等教職員等が就労上又は就学上看過できない程度の支障が生ずること。

(5) パワー・ハラスメント 教職員が職場において職権などの力関係を利用して、相手の人格又は尊厳を侵害する言動を繰り返し行い、精神的な苦痛を与えることにより、働く環境や学習環境を悪化させ、勤務条件や教育方法等につき不利益な取り扱いを受けることとなつたため、教職員等の勤労意欲や学習意欲等に重大な悪影響が生じる等教職員等の就労上又は就学上看過できない程度の支障が生ずること。

(教育委員会の責務)

第3条 教育委員会は、健全な職場環境又は学習環境を確保するため、ハラスメントの未然防止及び排除に努めるものとする。

2 教育委員会は、研修会の開催、パンフレットの作成・配布等を通じて常にハラスメント防止に対する教職員の意識向上に努めるものとする。

3 ハラスメントの問題が生じた場

(教育委員会の責務)

第3条 教育委員会は、健全な職場環境又は学習環境を確保するため、セクハラの未然防止及び排除に努めるものとする。

2 教育委員会は、研修会の開催、パンフレットの作成・配布等を通じて常にセクハラ防止に対する職員の意識向上に努めるものとする。

3 セクハラの問題が生じた場合に

合には、教育委員会は、被害者の救済を第一として誠実にその解決に当たるとともに、必要に応じて再発防止方策を講じるものとする。

4 ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに対する教職員等の対応に起因して、当該教職員等が就労上又は就学上の不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

#### (所属長等の責務)

第4条 教職員を監督する地位にある者（教頭のほか、室長、課長補佐、係長等の職にある者を含む。）は、ハラスメントが単なる当事者の問題として看過することなく、職場全体の問題及び人権意識につながる重要な問題であるとの認識に立つて、その防止を図るために次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 全ての教職員がそれぞれ対等なパートナーとして職務を遂行できるように良好な職場環境を実現すること。

(2) 特に教育現場においては、性的な言動による児童生徒への影響が重大であること。ハラスメントに対し児童生徒は明確な意思表示ができない場合があることから、絶えず他の教職員や保護者等と連携を密にし、ハラスメントの防止に努めること。

(3) 所属教職員の言動に留意し、ハラスメント又はこれを誘発する言動があった場合は、注意を喚起す

は、教育委員会は、被害者の救済を第一として誠実にその解決に当たるとともに、必要に応じて再発防止方策を講じるものとする。

4 セクハラに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他セクハラに対する職員等の対応に起因して、当該職員等が就労上又は就学上の不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

#### (所属長等の責務)

第4条 職員を監督する地位にある者（教頭のほか、主査、課長補佐、係長等の職にある者を含む。）は、セクハラが単なる当事者の問題として看過することなく、職場全体の問題及び人権意識につながる重要な問題であるとの認識に立つて、その防止を図るために次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 男性職員及び女性職員がそれぞれ対等なパートナーとして職務を遂行できるように良好な職場環境を実現すること。

(2) 特に教育現場においては、性的な言動による児童生徒への影響が重大であること。セクハラに対し児童生徒は明確な意思表示ができない場合があることから、絶えず他の職員や保護者等と連携を密にし、セクハラの防止に努めること。

(3) 所属職員の言動に留意し、セクハラ又はこれを誘発する言動があった場合は、注意を喚起するこ

	<p>ること。</p>
<p>(4) 職場において、わいせつな図画等の掲示又は配布等があった場合は、これらを排除すること。住民及び児童生徒向けの掲示物又は配布物についても同様とする。</p>	<p>(4) 職場において、わいせつな図画等の掲示又は配布等があった場合は、これらを排除すること。住民向けの掲示物又は配布物についても同様とする。</p>
<p>(5) 所属の<u>教職員等</u>から相談又は苦情があった場合は、直ちにこれに対応するとともに、苦情処理担当窓口と必要な連絡調整を行うこと。</p>	<p>(5) 所属の<u>職員等</u>から相談又は苦情があった場合は、直ちにこれに対応するとともに、苦情処理担当窓口と必要な連絡調整を行うこと。</p>
<p>2 各所属長は、<u>所属教職員等</u>の相談に対応するとともに、教育委員会の開催する研修会への派遣、パンフレットの配布等を通じて、常に<u>ハラスメント</u>の防止に対する<u>教職員</u>の意識向上に努めなければならない。</p>	<p>2 各所属長は、<u>所属職員等</u>の相談に対応するとともに、教育委員会の開催する研修会への派遣、パンフレットの配布等を通じて、常に<u>セクハラ</u>の防止に対する<u>職員</u>の意識向上に努めなければならない。</p>
<p>3 教職員は、現に<u>ハラスメント</u>が発生していると認めるときは、所属長又は苦情処理担当窓口に相談する等その解決に向け積極的に行動するものとする。</p>	<p>3 職員は、現に<u>セクハラ</u>が発生していると認めるときは、所属長又は苦情処理担当窓口に相談する等その解決に向け積極的に行動するものとする。</p>
<p>(相談等窓口の設置)</p>	
<p>第5条 <u>ハラスメント</u>に関する相談又は苦情に対応するため、苦情処理担当窓口（以下「窓口」という。）を設置する。</p>	<p>第5条 <u>セクハラ</u>に関する相談又は苦情に対応するため、苦情処理担当窓口（以下「窓口」という。）を設置する。</p>
<p>2 窓口は、別表第1に掲げる<u>教職員</u>をもって構成する。</p>	<p>2 窓口は、別表第1に掲げる<u>職員</u>をもって構成する。</p>
<p>3 窓口の<u>教職員</u>は、相互に連携、協力して苦情処理に当たるものとする。</p>	<p>3 窓口の<u>職員</u>は、相互に連携、協力して苦情処理に当たるものとする。</p>
<p>4 窓口においては、<u>ハラスメント</u>による直接の被害者だけでなく、他の<u>教職員</u>又は保護者等から相談や苦情が寄せられた場合においても、これに対応するものとする。</p>	<p>4 窓口においては、<u>セクハラ</u>による直接の被害者だけでなく、他の<u>職員</u>又は保護者等から相談や苦情が寄せられた場合においても、これに対応するものとする。</p>

<p>5 相談又は苦情に対応した窓口の教職員は、相談整理簿（別記様式）により、その内容を記録するものとする。</p> <p>6 窓口の教職員は、ハラスメントが生じている場合だけでなく、ハラスメントを未然に防止する観点から、その発生のおそれがある場合又はハラスメントに該当するか否か微妙な事案についても、相談又は苦情として受け付けるものとする。</p> <p>7 ハラスメントを受けていると思う教職員及びハラスメントを受けている教職員以外の教職員でハラスメントを受けている教職員に苦情の申出をすることに關し同意を得た教職員は、第7条に規定する苦情処理委員会に申し出る前に窓口に申し出なければならない。</p> <p>8 ハラスメントの被害者が児童生徒の場合の苦情処理委員会への申出の手續等については、前項の規定にかかわらず、直接苦情処理委員会で受け付けることができるものとする。</p>	<p>5 相談又は苦情に対応した窓口の職員は、相談整理簿（別記様式）により、その内容を記録するものとする。</p> <p>6 窓口の職員は、セクハラが生じている場合だけでなく、セクハラを未然に防止する観点から、その発生のおそれがある場合又はセクハラに該当するか否か微妙な事案についても、相談又は苦情として受け付けるものとする。</p> <p>7 セクハラを受けていると思う職員及びセクハラを受けている職員以外の職員でセクハラを受けている職員に苦情の申出をすることに關し同意を得た職員は、第7条に規定する苦情処理委員会に申し出る前に窓口に申し出なければならない。</p> <p>8 セクハラの被害者が児童生徒の場合の苦情処理委員会への申出の手續等については、前項の規定にかかわらず、直接苦情処理委員会で受け付けることができるものとする。</p>
<p>(苦情処理委員会の設置)</p> <p>第7条 ハラスメントに関する相談又は苦情に対し、適切かつ効果的に対応するための苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、ハラスメントに関する相談又は苦情のうち前条の規定によりその処理を依頼された事案について事実関係を調査し、その対応措置を審議し、及び必要な助言を行うものとする。</p>	<p>(苦情処理委員会の設置)</p> <p>第7条 セクハラに関する相談又は苦情に対し、適切かつ効果的に対応するための苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 委員会は、セクハラに関する相談又は苦情のうち前条の規定によりその処理を依頼された事案について事実関係を調査し、その対応措置を審議し、及び必要な助言を行うものとする。</p>

3 委員会は、別表第2に掲げる教職員をもって構成する。

4 略

(プライバシーの保護等)

第8条 ハラスメントに関する相談又は苦情の処理を担当する教職員及び委員は、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保護を徹底し、特に被害者及び相談、苦情を申し出た教職員等が不利益な取扱いを受けないように留意しなければならない。

(対応措置)

第9条 窓口の教職員又は委員会による事実関係の調査の結果、セクハラの事実が確認された場合、教育委員会及び所属長は、必要に応じ懲戒処分を含む措置を講ずるものとする。

2 略

(その他)

第10条 略

別表第1 (第5条関係)

苦情処理担当窓口	相談員
教育総務課	課長が指名する 課長補佐1人

3 委員会は、別表第2に掲げる職員をもって構成する。

4 略

(プライバシーの保護等)

第8条 セクハラに関する相談又は苦情の処理を担当する職員及び委員は、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保護を徹底し、特に被害者及び相談、苦情を申し出た職員等が不利益な取扱いを受けないように留意しなければならない。

(対応措置)

第9条 窓口の職員又は委員会による事実関係の調査の結果、セクハラの事実が確認された場合、教育委員会及び所属長は、必要に応じ懲戒処分を含む措置を講ずるものとする。

2 略

(適用範囲)

第10条 この要綱の規定は、女性の職員等に対するセクハラのみならず、男性の職員等に対するセクハラについても適用する。

(その他)

第11条 略

別表第1 (第5条関係)

苦情処理担当窓口	相談員
教育総務課	庶務係長

生涯学習課	課長が指名する 室長1人	生涯学習課	生涯学習係長																		
小学校	教頭	小学校	教頭																		
略	略	略	略																		
別表第2（第7条関係）																					
苦情処理委員会 委員		苦情処理委員会 委員																			
教育総務課 課長・課長補佐		教育総務課 課長・庶務係長・同和教育係長																			
生涯学習課 課長・室長		生涯学習課 課長・生涯学習係長・社会体育係長																			
小学校 校長・職員団体が推薦する職員1人		小学校 校長・職員団体が推薦する職員1人																			
略 略		略 略																			
別記様式（第5条関係）																					
相談整理簿																					
<table border="1"> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>相談者氏名</td> <td>所属</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">相談方法</td> </tr> <tr> <td colspan="3">相談場所</td> </tr> <tr> <td>担当者名</td> <td>相談者確認</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </table>				略			相談者氏名	所属		相談方法			相談場所			担当者名	相談者確認		略		
略																					
相談者氏名	所属																				
相談方法																					
相談場所																					
担当者名	相談者確認																				
略																					
<table border="1"> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>相談者氏名</td> <td>所属</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">相談方法 訪問・電話・その他 ( )</td> </tr> <tr> <td colspan="3">相談場所 教育総務課 学校 その他 ( )</td> </tr> <tr> <td>担当者名</td> <td>相談者確認</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </table>				略			相談者氏名	所属		相談方法 訪問・電話・その他 ( )			相談場所 教育総務課 学校 その他 ( )			担当者名	相談者確認		略		
略																					
相談者氏名	所属																				
相談方法 訪問・電話・その他 ( )																					
相談場所 教育総務課 学校 その他 ( )																					
担当者名	相談者確認																				
略																					

## 附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

議案第 57 号

北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程の一部を  
改正する規程の制定について

北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程の一部を改正したいので、  
北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年7月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

第1条 北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程（平成17年北栄町教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(履歴書の提出) 第6条 職員は、採用されたときは、着任した日から7日以内に所定の様式による履歴書を鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）、教育委員会及び校長に提出しなければならない。	(履歴書の提出) 第6条 職員は、採用されたときは、着任した日から7日以内に所定の様式による履歴書を鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という。） <u>教育事務所</u> 、教育委員会及び校長に提出しなければならない。
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第10条 職員は、育児又は介護を行うために深夜勤務及び時間外勤務の制限（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）第8条に規定する深夜勤務及び時間外勤務の制限をいう。）を請求しようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限請求書（様式第5号）を校長に提出しなければならない。 2 職員は、深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る育児又は介護の状況について変更が生じたときは、育児又は介護の状況変更届（様式第6号）を、校長に提出しなければならない。	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限) 第10条 職員は、育児又は介護を行うために深夜勤務の制限（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）第8条に規定する深夜勤務の制限をいう。）を請求しようとするときは、深夜勤務制限請求書（様式第5号）を校長に提出しなければならない。 2 職員は、深夜勤務の制限に係る育児又は介護の状況について変更が生じたときは、育児又は介護の状況変更届（様式第6号）を、校長に提出しなければならない。
(育児休業等) 第21条 略 2～5 略	(育児休業等) 第21条 略 2～5 略

6 職員は、育児短時間勤務に係る子の養育の状況について変更があったときは、養育状況変更届を教育委員会に提出しなければならない。	
7 略	6 略
8 略	7 略

第2条 北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程の一部を次のように改正する。

様式第5号、様式第6号及び様式第20号を次のとおり改める。

様式第5号（第10条関係）

深夜勤務・時間外勤務制限請求書

		請求年月日 年 月 日	
学校長 様			
<input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 深夜勤務 次のとおり                   のため                   の制限を請求します。 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 時間外勤務			
請求者 所属名 職 名 氏 名                   印			
1 請求に係る子又は要介護者	氏 名		
	続柄		
	生年月日	年 月 日 生（ <input type="checkbox"/> 出産予定日）	
	養子縁組の効力の生じた日	年 月 日	
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している (深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入) <input type="checkbox"/> 就業している (時間外勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入) <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、身体上又は精神上の障がいにより養育が困難である <input type="checkbox"/> 産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)	<input type="checkbox"/> 無

		又は産後 8 週間以内である <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない（養育ができる）		
3 要介護者の状況及び具体的な介護の内容				
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	
	時間外勤務の制限	年 月 日から	<input type="checkbox"/> その他（　　）	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間（　　月）
(注) 1について (1) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定期を記入し、□出産予定期にレ印を記入すること。 (2) 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 2について (1) この欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 (2) 「就業している」とは、就業日数が1月に3日を超えることをいう。 3について この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。 4について 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。				

様式第6号（第10条関係）

育児又は介護の状況変更届

年 月 日届出

学校長 様

所属名

職 名

氏 名

印

深夜勤務

次のとおり

の制限に関する子の養育又は要介護者の介護の状況

時間外勤務

について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- 子が死亡した。
  - 職員の子でなくなった。  
(離縁    養子縁組の取消し)
  - 同居しなくなった。
  - 職員の配偶者で子の親である者が養育できる者に該当することになった。
- (2) 介護の状況の変更
- 要介護者が死亡した。
  - 要介護者の職員との親族関係が消滅した。  
(消滅の理由 : )
  - 同居しなくなった。

2 届出の事由が発生した日

年    月    日

様式第20号(第21条関係)

育児短時間勤務承認請求書

請求年月日 年 月 日

鳥取県教育委員会 様

請求者 学校名

職

氏名

印

下記のとおり育児短時間勤務の承認を請求します。

1 請求される子	氏 名			
	続 柄			
	生年月日	年 月 日生		
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務		<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務期間の延長	
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認(再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)			
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで			
4 勤務の形態	育児休業法第10条第1項第 号の勤務の形態			
			週休日	勤務日及び時間
	第1号	<input type="checkbox"/>	土日	月～金を3時間55分勤務 (週19時間55分)

	第2号	<input type="checkbox"/>	土日	月～金を4時間55分勤務（週24時間35分）
	第3号	<input type="checkbox"/>	土日と月～金のうち2日	残り3日を7時間45分勤務（週23時間15分）
	第4号	<input type="checkbox"/>	土日と月～金のうち2日	残り3日のうち2日を7時間45分勤務し、残り1日を3時間55分勤務（週19時間25分）
第5号		<input type="checkbox"/>	4週間ごとの期間につき8日以上	当該期間につき、1週間あたり19時間35分、23時間15分又は24時間35分となる勤務
		<input type="checkbox"/>	4週間を超えない期間につき1週間あたり1日以上の割合	当該期間につき、1週間あたり19時間35分、23時間15分又は24時間35分となる勤務
		<input type="checkbox"/>	52週間を超えない期間につき1週間あたり1日以上の割合 かつ毎4週間につき4日以上	当該期間につき、1週間あたり19時間35分、23時間15分又は24時間35分とし、かつ毎4週間につき1週間あたり42時間を超えない勤務
5 勤務の日及び時間帯		月( 時 分～ 時 分) 火( 時 分～ 時 分) 水( 時 分～ 時 分) 木( 時 分～ 時 分). 金( 時 分～ 時 分) 土( 時 分～ 時 分) 日( 時 分～ 時 分)		
6 既に育児短時間勤務をした期間		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	
7 備考				

- (注)① この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。
- ② 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- ③ 「5 勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難い場合には、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- ④ 「7 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- ⑤ 該当する□にはレ印を記入すること。

## 附 則

この訓令は、平成23年8月1日から施行する。

## 5 協議事項

## ●音田教育振興基金

## ★高等学校入学準備費給付金交付事業（案）

基金条例の目的に明記されているが、音田さんの意志はそこまで問うていない。

## 1 事業の目的

北栄町に住所を有する中学生のうち、向学心旺盛で成績優秀でありながら経済的理由により勉学を継続することが困難な者に対し、高等学校の入学に係る経費の一部を給付し、もって、地域社会の発展に寄与する有用な人材を育成すること

対象を全て網羅している。

## 2 対象者

北栄町に住所を有する中学校3学年で高等学校に進学する者

※ 給付金は、対象生徒の保護者へ給付（口座振込み）する。

## 3 給付金の額

1人あたり 年額10万円（1回のみ） 入学準備金のため速やかに支払う。

## 4 給付の時期

該当年度の3月末日まで中旬

対象者の増減により補正対応 ⇒ 事業を長く継続することを念頭においていく。

## 5 給付予定期数

6人 ※ 増減対応を行う。

## 6 給付手続き

(1) 周知・募集 ······ 10月から

(スケジュール) ※ 該当者チラシ配布（町内中学校、区域外就学者（いじめ等自己の意思によらない場合）等）

(2) 申請期限 ······ 12月 不要

※ 保護者（申請書、所得課税証明書）

↓

学校（成績証明書、学校での生活状況がわかる資料添付）

↓

教育委員会事務局

学校のかかわり部分

(3) 給付審査 ······ 翌年 2月

※ 給付審査委員会（仮称）により審査

北条中・大栄中

委員会構成（予定）：町長、副町長、教育委員長、教育長、

削除

中学校長（2名）

変更：高校合格発表後

(4) 給付決定通知 ······ 翌年 3月（上旬中旬）

(5) 給付金支払い（口座振込み） ······ 翌年 3月（下旬中旬）

## 7 給付の基準

①前年度市町村民税（所得割・均等割）非課税世帯

速やかに

※ 同居で世帯分離している場合でも、住居が共通（例：水道栓が

同一など）など生活の実態が同一であると判断される場合は、

生計が同一と判断し、同一世帯として取り扱う。

必要なし

②毎年度1月1日現在において生活保護認定基準を満たす世帯

③④生活保護受給世帯は除く。（生活保護費で支援されているため）

④⑤当該年度において、病気等により就労できず、かつ、収入及び財

蓄が著しく少ない等生活に困窮していると認められる世帯

目的に成績優秀とあるが、音田さんの意志はそこまで問うていな  
い。したがって、目的をおおむね達成した「3」を基準とした。

⑤④該当生徒について、の3学年の成績が平均して「3」以上向學心  
旺盛で成績優秀、かつ、学校における生活態度が良好と認められる  
もの。

校長所見

⑥返還する必要のない他の同種給付金を受給している場合は除く。(借  
受返還方式の奨学金は、将来にわたり返還するものであるため重複  
することは認める。)

削除：同種給付型奨学金は見当たらない。把握困難。

## 8 その 他

- ・不正等により給付金を受給した場合は給付金の返還を求める。
- ・給付にあたっては、合格・入学手続き確認を行うものとし、入学し  
ないことを知ったときには給付金の返還を求める。

### (参考)

#### ・給付基準①「市町民税非課税」の所得目安

- 1 生活保護法による生活扶助を受けている人 ・・・今回事業対象外者
- 2 障がい者、未成年者、老年者、寡婦（寡夫）で前年の合計所得金額が 125 万円以  
下の人
- 3 次に該当する人

前年所得（控除後） $\leq 280,000 \text{ 円} \times (\text{扶養親族人数} + 1) + 168,000 \text{ 円}$

（参考）前年所得（控除後）が 100 万円で中学生 1 人、小学生 1 人を扶養してい  
る場合

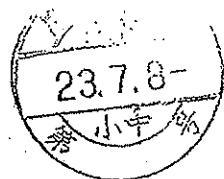
$$280,000 \text{ 円} \times (2 + 1) + 168,000 \text{ 円} = 1,008,000 \text{ 円}$$

⇒ 市町村民税（均等割分）非課税

#### ・準要保護児童生徒（中学校3学年）認定状況

年 度	北条中学校	大栄中学校	合 計
平成22年度	5 人	7 人	12 人
平成21年度	5 人	7 人	12 人
平成20年度	2 人	10 人	12 人
平成19年度	7 人	5 人	12 人

参考手持ち資料



(写)

事務連絡  
平成 23 年 7 月 8 日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県私立学校担当部局  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体学校設置会社の学校事務担当部局  
各国立大学法人附属学校担当部局  
全国学力・学習状況調査担当者 殿

文部科学省初等中等教育局学力調査室

## 来年度以降の全国学力・学習状況調査について

全国学力・学習状況調査の実施にあたっては、ご理解・ご協力いただきありがとうございます。平成24年度及び平成25年度の調査の方向性について、本年3月の専門家会議の検討のまとめなどを踏まえ、下記の通り決定し、本日公表しましたのでご連絡いたします。

## 記

## ○平成24年度調査の方向性

調査方式：抽出調査及び希望利用方式（平成22年度調査と同様）

調査日：4月17日（火）予定

対象教科：国語、算数・数学に加えて、理科を新たに追加

※実施については、被災地の今後の状況等も踏まえて年末までに最終的に判断し、実施要領を決定して通知予定。

## ○平成25年度調査の方向性

「きめ細かい調査」が行えるよう必要な経費を平成24年度概算要求に盛り込む方向で調整

※「きめ細かい調査」については、専門家検討会議の検討まとめ（本年3月31日）を参照。

※詳細設計については今後検討予定。

## &lt;本件担当&gt;

文部科学省初等中等教育局参事官付学力調査室  
中出、橋本、市川

03-5253-4111 (内線3726)

(参考)

「全国的な学力調査の在り方等の検討に関する専門家会議」の  
検討のまとめ（抜粋）（平成23年3月31日）

（理科教科の追加について）

3. 対象教科

「教科ごとに意義・効果及び各教科における問題作成の課題等を総合的に検討した結果、平成24年度から調査に追加することを検討する教科については、小学校及び中学校の「理科」とすることが適当であると考えられる。」

（きめ細かい調査について）

4. 調査方式

「なお、検証改善サイクルの構築に向けた信頼性の高いデータの蓄積の観点からは、少なくとも数年に一度は、市町村や学校においても、それまで蓄積されたデータに加え、最新のデータが得られるようにする必要があると考えられる。」

「国として教育格差等の状況を把握・分析し、関連する施策の検証を行うとともに、教育委員会等や学校が行う教育改善に資するために、数年に一度は、市町村、学校等の状況も把握することが可能なきめ細かい調査を実施することについても検討する必要がある。」

## 学テ 参加は半数以下 県内 本年度

東日本大震災を受け  
て文部科学省が希望校  
だけの実施に切り替えた  
た本年度の全国学力テ  
スト(学テ)で、問題

冊子の配布を希望する  
鳥取県内の小・中学校  
は、いずれも全体の半  
数以下にとどまること  
が20日までに分かっ  
た。希望校には9月26

鳥取県内の小・中学校  
は、いずれも全体の半  
数以下にとどまること  
が20日までに分かっ  
た。希望校には9月26

子や解答が配布され、  
授業などに活用される。  
全国平均や都道府県別  
の成績は集計されな  
い。

題冊子の配布を希望す  
る小学校は11教委60校  
で、全体の43%。中学  
校では13教委30校で、  
全体の48%にとどまつ  
た。テストの活用方法

は見送る学校が相次ぐ  
県教委によると、問  
題冊子の配布を希望する

は各自治体教委や学校  
が判断する。

本県では、抽出調査

になった前年度から県  
独自の補助事業とし

て、希望校の学テ参加  
をサポートしており、  
昨年は抽出校も合わせ

00人が対象となる米

学テは2007年、  
小6と中3の全員を対

象にスタートしたが、  
昨年から抽出方式に変

更。今年も同方式で4  
月19日に実施する予定

だつたが、東日本大震  
災を受けて全国一斉の  
実施は見送られた。

南町教委では全小中学

## 平成23年度 前期 北栄町立幼稚園・小・中学校同日公開参観日のまとめ

## 1 参観者数

	保育所・園								学校					総合 計
	東	中	北条	大	栄	由	大	合	幼	小学校	中学校	合	計	
	央	みど	誠	良	谷	計	北	北	大	北	大	計		
H23 6月	22	49	40	57	21	42	16	247	47	357	223	129	74	890 1077
H22 6月	15	42	35	41	13	36	24	206	41	323	314	54	42	774 980
H22 10月	27	37	47	62	27	35	18	253	34	387	322	72	89	909 1162

## 2 アンケート集計結果（幼稚園・小学校・中学校分）

## (1) 回収数

実施月	H23年6月	H22年6月	H22年10月
回収数(人)	233	296	265

## (2) アンケート項目について

【A：よくあてはまる B：ややあてはまる C：あまりあてはまらない D：全くあてはまらない】

アンケート項目	実施月	A%	B%	C%	D%
1 子どもたちがよくあいさつをし、明るく過ごしている。	H23. 6	64	29	6	1
	H22. 6	51	43	5	1
	H22. 10	53	37	9	1
2 子どもたちは落ち着いた雰囲気で（学校）生活を送っている。	H23. 6	56	38	5	1
	H22. 6	47	44	7	2
	H22. 10	49	41	8	2
3 子どもたちは活動に集中したり、話をよく聞いたり、積極的に参加したりしている。	H23. 6	56	38	5	1
	H22. 6	55	36	8	1
	H22. 10	55	37	6	2
4 教師は分かりやすい話や指導をしている。	H22. 6	65	31	3	1
	H22. 6	64	30	5	1
	H22. 10	68	29	3	0
5 教職員のあいさつ、言葉遣いなどがよい。	H23. 6	67	30	2	1
	H22. 6	70	29	1	0
	H22. 10	72	24	3	1
6 施設がきれいにされている。	H23. 6	72	25	2	1
	H22. 6	70	28	2	0
	H22. 10	69	28	2	1

### 3 意見・感想 (○よい点 ●課題)

#### 【子どもについて】

- 園児から「楽しい」という元気な声と笑顔があり、とても感謝しています。(幼)
- チャレンジタイムの時の子どもたちの笑顔がはじけていました。(幼)
- 保育所のときはまた違い、成長した姿が見えてうれしい。(幼)
- 子どもたちの笑顔も、とても生き生きしている園だと思う。(幼)
- 子どもたちは、それぞれの役割を理解しており、待ち時間もその場を離れることもなく座って待つ姿が見られた。(幼)
- 子どもたちが楽しみながら授業を受けていて、よかったです。(小)
- とても快活な雰囲気であった。(小)
- とても落ち着いて学習していた。(小)
- 先生方も子どもたちも明るく、楽しい雰囲気が伝わってきた。(小)
- 子どもの明るく楽しそうな声が聞こえるので元気が出る。(小)
- みんなががんばって取り組む姿がとてもよかったです。(小)
- 1年生でちゃんと座っていない子が何人かあったが、その子たちを注意できる子がいていいなと思った。(小)
- あいさつは、元気がよかったです。(小)
- たくさんあいさつが返ってきてうれしく思いました。卵から育てたモンシロチョウをとばす時の子どもたちの表情や目でチョウを追っている姿はいいと思いました。(小)
- 小さい生徒の方があいさつをたくさんしてくれました。(小)
- 落ち着いて学習ができていたように感じました。(小)
- 楽しい授業風景、子ども達の生き生きとした表情にこちらもひきつけられました。(小)
- 悪いことをしたらすぐにピシッと怒って説明しておられ、また、ただ間に合うように急いで準備してというのではなく「6年生に迷惑がかかるから」と何度も子ども達に言い聞かせておられ、とても心強く思いました。そういうことを子ども達には大事にしてほしいといつも思っています。(小)
- 思っていたより、みんなが静かに授業に取り組んでいたと思う。1人1人がノートに記入し、集中してがんばっている様子が伝わってきた。おしゃべりしたりする子がなくてよかったです。(中)
- 初めて部活動を見学しました。個々の目標に向かってがんばっている姿を見て安心しました(中)
- 給食中、足を組む子が数人いたので気になりました。(幼)
- 一部の男子の集中力がなく、自分の好きなことをしていた。高学年なので、迷惑をかけないでほしい。(小)
- すれちがう児童のあいさつが少ない感じがする。校外でも少ない。注意しても、耳を傾ける子が少ないことをさびしく思う。(小)
- 午後からの授業は、眠そうだった。(小)
- 3年生のある生徒(一部)の態度が気になりました。(中)
- 中3生に受験生という感じが全くない。(中)

#### 【教職員について】

- 一人ひとりに目が行き届いている。(幼)

- 仲間と体を触れ合って活動する時が一番楽しい時間でしょうね。仲間との関わりを大切にした指導をこれからもよろしくお願ひします。(幼)
- 分かりやすく子どもたち一人一人の長所をきちんと見ておられると感じた。(幼)
- 困っている子がいるとすぐに先生がフォローしておられ、よく見ておられるなど感心しました。家でもなるべく意識して運動しようと思います。(幼)
- 子どもの発想を大事にして授業されていた。(小)
- お忙しい中、先生方が必死で子どもへ目を配り対応していらっしゃり、感謝の気持ちでいっぱいです。(小)
- 教職員の皆様も子ども達も大変よくあいさつされていました。大人達のほうがあいさつしなければと思いました。いろいろなことを学べるいい機会をありがとうございました。(小)
- 先生方のがんばりが子ども達の意欲向上につながっていると思います。(小)
- 元気で生き生きした表情で生活していることがよくわかりました。先生方も授業を工夫されて、楽しそうに学習をしていました。(中)
- 授業中は、どの子も黒板に目を向けるように指導してほしい。(小)
- 一部の児童ではあるが、授業中に後ろ向きに座ったり、好き勝手に話をしてたりして、他の児童の妨げになっていた。親に遠慮せずに、厳しく指導してほしい。(小)
- クラス、担任によっての差が大きいように思う。(学習態度、雰囲気)(小)
- 先生だけが学習内容で先行している。(小)
- 黒板の字は最後列の子どもにも読める程、大きく。(小)
- 先生は笑顔が一番!いつもふきげんな顔をしていては、子ども達に嫌はできません。授業も生活面でももう少し、工夫してメリハリのよい、子ども達が生き生き学校生活ができるようにしてほしいです。(小)
- 授業中にも聞かずに読書をしてたり勝手に教室を出入りしたり姿が目につきました。先生方も注意するそぶりを見せていませんでした。注意するのは大変でしょうが、このままだと今後が気にかかります。
- 体育の授業の後だったから、体操服をそのまま着ている子が一人いたので、きちんと着替えて授業に入れるよう指導があつてもよいと思います。
- 授業中、小説を読んでいる生徒がいた。教師は気付いているのなぜ注意しない!

【環境面について】

- 限られたスペースの中でも子どもたちの力が發揮できるような活動などの配置の仕方など工夫が見られた。(幼)
- 園庭も少し狭いが先生方が活動を工夫されている。(幼)
- 教室が整理され美しくまとまっています。子ども達は学校の様子を身に付け家庭で実行します。近年各家庭は多種多様で格差があります。先生方は大変だと思います。学校から家庭に発信すれば益々、充実した学校環境になります。生徒間の「いじめ」もなくなります。また学力向上になります。(小)
- 遊戯室が少し狭くて、少しかわいそうでした。(幼)
- そうじの後で、水ぶきしたろうかがぬれていて、すべりそうだった。(小)

【その他】

- 足の裏の様子の説明を聞いて良かった。(幼)

- 先生方の配慮により、運動会でできなかつた100m走を見ることができてよかったです。  
(小)
- 午前中から、たくさんの方が来られていて活気があつてよかったです。(小)
- 先日の運動会で競技できなかつた色別対抗リレーが催されました。生徒の元気一杯の姿を再びみることができ、又、元気をいただいた公開参観日でした。ありがとうございました。(小)
- この日がリレーとなり、ゆっくり観戦できました。1年生はまだまだかわいいです。これから6年間が楽しみになる参観でした。(小)
- 給食試食会を1, 6年だけでなく、全学年に亘してほしい。(小)
- 2年体育シャトルランを見ましたが、やはり大人数なので、正確に数を数えるのは難しいのかなと思いました。(小)
- 節電は、安全を考えてください。(中)

#### 4 アンケート結果を活かした取組み等

##### 【あいさつの徹底】

- 教師も子どももあいさつはこれからも続けていく。(小)
- 生徒会活動の活性化(教師による授業評価の学級競争等)(中)
- 生徒会活動をとおして、誰に対しても大きな声であいさつができるよう取り組みたい。(中)
- 食事のマナーの指導を日常的に行い、マナーを身につけさせる。(幼)

##### 【学習規律の徹底】

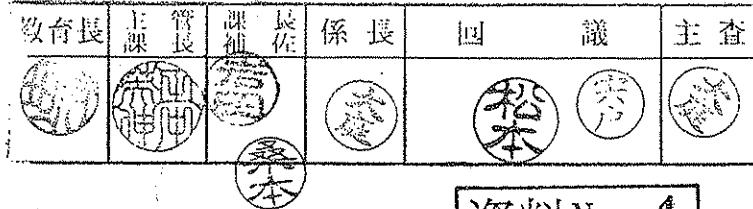
- 学習規律の定着が不十分な児童もあるが、できる子をたくさん伸ばし、落ち着いて学習できる学級づくりに努めていきたい。職員研修で確認する。(小)

##### 【活動・授業の向上】

- クラス・担任によって差があるという点については、学年で一緒に教材研究をしたり、学習規律等について話し合ったりする。全体授業研・学年研などで事前研修を充実したり、実際の授業を見たりして自分の授業の質を高めていく。(小)
- 笑顔(表情)メリハリ・テンポに心がける。(小)
- 児童の思いや興味関心を生かした授業実践を高めていけるよう授業研究会等で力量を高めたい。(小)
- 子どもの発表の声は、一番後ろまで届く声に、板書の文字は大きく見やすくする。(小)
- 北条スタンダードをさらに徹底するよう共通理解と実践を貫きたい。(小)
- 個性や能力をさらに伸ばすためにも、より豊かな体験学習を仕組み、生きる力を総合的に育てていく取り組みを継続させたい。(小)

##### 【環境整備】

- 環境面では、おおよそ好評であったが、そうじの仕方にむらがある実態も見受けられた。そういう指導の共通理解と職員の清掃研修等でさらなる徹底を図りたい。(小)
- クラス単位で活動したり、町の体育館・B&G等を利用したりし、子どもたちの活動をできるように努めている。(幼)
- あいさつ・言葉遣いなど教職員として適切な言動が出来ているか、職員会等で再度周知したい。(中)



資料No. 4

謹啓

梅雨もまだ、明けきらぬ、蒸し暑き折、さらには東日本大震災での世情混乱な時でもありますが、労を取らせます。

ご存知のとおり、我々民団鳥取県地方本部は外国人やマイノリティの人権問題及び国際化の流れの中で、日韓の国際交流に鳥取県の行政や各民間団体と共に架橋的な役割を担う生活者団体であります。

此の度は5年前、2年前に続き、中学校の歴史教科書採択へより正しい、あるべき採択を此處に望み、要望書を呈出するものです。何卒、貴教育委員会の良識ある判断と賢察をお願い申し上げます。

敬具

2011年7月1日

在日本大韓民国民団鳥取県地方本部

団長 薛 幸夫



北栄町教育委員会  
岩垣 博士教育長 殿

## 望ましい歴史教科書の採択を求める要望書

2011年 7月1日

在日本大韓国民団鳥取地方本部  
団長 薛 幸夫

貴教育委員会におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。  
また平素より、私たち在日韓国人をはじめ在日外国人子弟、地域住民子弟を対象に、学校教育にご尽力されていることに対し、心より敬意を表する次第です。

私たち在日本大韓国民団は、日本の韓国併合にともなう植民地支配という不幸な歴史的経緯によって、日本居住を余儀なくされた約40万人の在日韓国人で構成する生活者団体です。すでに日本で生まれ育つ2・3・4世の世代が大半を占め、永住資格をもち日本で生活しています。

また、私たちの子弟の多くが貴教育委員会管内の公立中学校に通学しており、日本の方と同様、私たちは、子弟の保護者として学校教育や社会教育に高い関心を持っています。

日本と韓国は、不幸な歴史を持ちながらも、近年は2002年の韓日共催サッカーワールドカップの成功や韓流ブームによって、かつてないほどの善隣友好関係がつくられ、国家間のみならず市民レベルの交流も年間相互訪問者数が500万人を超える時代を迎えています。

一方、教育においては、1965年の韓日条約時に義務教育の権利が保障され、1991年の再協議時の韓日外相「覚書」の中で、日本人と同様の教育機会を確保する為に、就学案内を発給することが明記されるに至りました。このように私たちの子弟に日本の義務教育を受ける権利が保障されているという観点からも、在日韓国人の存在と韓・日の歴史が偏ることなく編集された「歴史教科書」が採択されるべきだと思います。私たちの次の世代が、去る3月30日文部科学省が検定合格させた、「つくる会」編集の自由社版中学歴史教科書、と「教科書改善の会」編集の育鵬社版中学歴史教科書、これらの教科書で学ぶことは、共生の理念に反し、私たちの存在そのものを自己否定することになりかねないのです。

今、世界が地球時代に向かえグローバリズムの主張の一方で、自民族、自國優先主義という相反する主張があります。私たちは、日本社会が自民族、自國優先主義の傾向が高まっていることを、2001年から4年ごとに繰り返される中学校の歴史教科書問題の再燃のたびにひしひしと感じています。また、私たちは、日本がグローバルな世界、アジアの時代に目をむけた次世代の育成を願い、事実に基づいた歴史を語り教える認識を育むことが何よりも重要なことであると思います。

以上のような認識から、私たちは在日韓国人の保護者の立場から、「つくる会」編集の自由社版中学歴史教科書、と「教科書改善の会」編集の育鵬社版中学歴史教科書について注意をはらってきました。ご承知のとおり、つくる会は「過去の過ちを合理化・美化する歪曲された歴史認識に基づく歴史教科書」（扶桑社版）であるとして、2001年と2005年、2009年には、私たちは望ましい歴史教科書の採択を求める運動を全国展開し、幸いなことに、過去3回は全国のほとんどの教育委員会が問題教科書を採択しない判断を示し、この問題教科書はまったく支持を得られませんでした。

私たちは、日本の教育現場に子どもを送る在日韓国人の保護者の立場と、1985年の日本国籍法改定に伴い日本国籍になった同胞子弟、さらには多くの在日外国人の子

弟たちが日本の教育現場で学ぶという現状を鑑み、すでに問題教科書を採択した教育委員会には再考を促し、またこれまで問題教科書の採択をしていない教育委員会には、継続して良識ある判断を望むべく、次の通り強く要望する次第です。

### 【要望事項】

- 一. 21世紀におきまして日本は、アジアは勿論、世界の中で主導的な役割を担っております。グローバルな世界の流れに逆行する自国中心主義の教科書は、アジアの相互理解のためにも、決してプラスにはならないと思います。日本で生きていく後世のためにも、事実に基づいた記述をする必要があると考えます。
- 二. 自由社版の問題部分を一例挙げれば、韓国併合後の朝鮮について「朝鮮総督府は朝鮮で鉄道・灌漑の施設をつくるなどの開発を行い、土地調査を実施した。また、学校も開設し、日本語教育とともに、ハングル文字を導入した教育を行った。」と記述を加え、併合を美化する内容に。また、育鵬社版は、「隣接する朝鮮がロシアなど欧米列強の勢力下に置かれれば、自国の安全がおびやかされるという危機感が強まりました。そして、まずは朝鮮を勢力下に置く清に対抗するため、軍事力の強化に努めました。」と脅威論を強調し、戦争と軍備増強、韓半島侵略を正当化する論調になっており、植民地支配についての反省がまったく欠落しています。弱肉強食の支配を正当化する「教科書」の存在そのものが、真に友好親善を願う韓日両国民にとってマイナスでしかありません。
- 三. 必要以上に過去にこだわるのではなく、少なくとも歴史から何かを学び、それを未来につなげて行くことが、現代を生きる私たち保護者の務めとして捉えるならば、望ましい歴史認識に基づいた「歴史教科書」が採択され、使用されることが何よりも必要だと考えるからです。もしも感受性の豊かな中学生たちに、偏った歴史認識に基づいた「歴史教科書」が使われた場合、不幸なことに在日韓国人及び在日外国人の生徒には不要な劣等感を与え、日本の生徒たちには偏見を植え付けてしまいかねないと危惧致します。
- 四. 当初、自由社版歴史教科書は237カ所、育鵬社版（扶桑社の子会社）歴史教科書は150カ所にも及ぶ検定意見書が文部科学省より付けられた上で合格を下したという事実を直視するとともに、問題「教科書」の中身を充分に吟味されることを望みます。
- 五. 「つくる会」主導のこの「教科書」は過去2001年、2005年の採択低率をめぐって内部分裂し、元会長らが脱退して「日本教育再生機構＝教科書改善の会」の別組織を立ち上げ、また、発行元が扶桑社（育鵬社）から自由社に代わる中で、著作権をめぐって裁判沙汰にもなりました。子どもたちが学ぶ教育現場に、そういう大人たちの問題を持ち込ませることに危惧します。

以上の点を踏まえ、アジアの相互理解に役立つ歴史認識を育む「歴史教科書」が採択されますよう、ここに要望致します。

●追加議案

平成23年第9回教育委員会定例会日程

日 時 平成23年7月29日(金)

午後1時30分

場 所 北栄町役場大栄庁舎 第2会議室

4 議 事(追加)

議案第58号 校区外就学について

議案第59号 区域外就学について

議案第58号

校区外就学について

から児童の校区外就学に係る申し立てがなされたので、北栄町立小学校及び中学校の校区に関する規則第5条により委員会の承認を求める。

平成23年7月29日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

1 校区外就学申立児童名

住 所

氏 名

学校 学年

2 保護者

3 校区外就学申立学校名

北栄町立 学校

4 指定学校名

北栄町立 学校

5 校区外就学期間

平成23年8月1日～平成24年3月31日まで

6 理 由

議案第 59 号

区域外就学について

から児童の区域外就学に係る申し立てがなされたので、北栄町立小学校及び中学校の校区に関する規則第 5 条により委員会の承認を求める。

平成 23 年 7 月 29 日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

1 区域外就学申立児童名

住 所

氏 名

学校 学年

2 保護者

3 区域外就学申立学校名

4 指定学校名

5 校区外就学期間

平成 23 年 8 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日まで

6 理 由

